

いじめの組織的対応図

組織的で適切な対応

- ・一致協力して、組織で指導、支援体制を組む。

※いじめ問題対策チームは、

管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーで組織する。



情報収集

- ・教職員、児童、保護者、地域の方々、関係諸機関（警察、児童館、図書館など）から情報を集める（状況を把握する）。
- ※いじめを発見した場合、その場でその行為を止める。



児童への指導・支援

- ・いじめられた児童に寄り添い、信頼できる人と連携し、支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、自らの行為の責任を自覚させるとともにいじめに向かない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題と捉えさせ、止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者との連携

- ・関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の見通し、連携について話し合う。
- ・被害児童を守り抜く姿勢を示し、保護者の不安を取り除く。
- ・いじめに関する事実を適切に提供する。

※いじめ対応アドバイザー、スクールソーシャルワーカーとの連携

「いじめは絶対に許さない」学校・学級づくり



職務別の役割のポイント

【学級担任等】

- ・児童のSOSを見逃さない高いアンテナを心掛ける。
- ・個人面談、家庭訪問の機会を活用して教育相談を行う。
- ・相談や訴えには真摯に傾聴し、発見、通報を受けた場合は、迅速に対応し正確な事実関係を把握する。（聞き取り調査は、原則、同時進行とし、場所、時間等に配慮）また、時系列の指導記録を残しておく。
- ・解決後も、観察、声かけ等を継続する。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、いじめを助長したりしないように細心の注意を払う。

【養護教諭】

- ・教育活動の様々な場面で、命の大切さを指導する。
- ・保健室来室児童のきめ細かな観察を心掛け、悩み相談等に傾聴する。
- ・日頃から、学級担任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育支援員等との連携を図る。

【生徒指導主事】

- ・いじめの問題について、校内研修会、職員会議で取り上げ共通理解を図る。
- ・日頃から、関係機関、SSW、等と情報交換や連携に努める。
- ・特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーと連携し、定期的なアンケート調査（生活等）と教育相談の実施計画を立てる。

【管理職】

- ・児童、保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制づくりに努め、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- ・いじめ問題が生じたとき、初期段階で市教育委員会に連絡を入れ、状況報告を密にする。